

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院役員報酬規程

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に關し必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については基本年俸、業績年俸、通勤手当とし、非常勤の役員は、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給)

第3条 常勤の役員の報酬の支給日は、職員の例による。

- 2 非常勤の役員の報酬の支給日は、理事長が別に定める。
- 3 基本年俸は、12分の1の額を毎月支給する。
- 4 業績年俸は、2分の1の額を6月及び12月に支給する。

(基本年俸及び業績年俸)

第4条 常勤の役員の基本年俸は、年額1,400万円を超えない範囲で理事長が定める。

- 2 常勤の役員の業績年俸は、法人の業績評価に応じ、年額600万円を超えない範囲で理事長が定める。

(通勤手当)

第5条 常勤の役員の通勤手当は、職員の例により支給する。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当は、日額3万円とする。

- 2 前項に規定する額のほか、非常勤の役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(診療業務手当)

第7条 役員が診療を行う場合は、職員の例により診療業務手当を支給することができる。

(重複給与の禁止)

第8条 理事長が法人の職員の身分を有する場合は、役員の報酬のみを支給する。

2 理事長以外の役員が法人の職員の身分を有する場合は、職員の給与のみを支給する。

(旅費)

第9条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、職員の例による。

(退職手当)

第10条 役員の退職手当は、支給しない。ただし、役員が法人の職員の身分を有する場合は、職員の退職手当を支給する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

2 役員の報酬等の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。